

# 諫干問題 3県漁連漁協、全開門求め意見書提出

【長崎新聞・6月24日】国営諫早湾干拓潮受け堤防排水門の開門調査に伴う環境影響評価(アセスメント)の中間報告について、有明海沿岸の佐賀、福岡、熊本の漁連・漁協は20日、最終的な全開門を求める意見書を3県合同で提出することを決めた。

農水省は関係各県の知事や漁業団体などに中間報告に対する意見書を提出するように求めており、3県の漁連・漁協でつくる「諫早湾干拓事業対策委員会」(会長・川崎守佐賀県有明海漁協組合長)が柳川市で対応を協議した。協議に先立ち、九州農政局の担当者が中間報告の内容を説明。開門による環境改善効果が諫早湾内や周辺にとどまるとした点について、委員から「有明海再生という本来の目的が感じられない」と批判が続出。全開門に至る2案の対策費が1千億円を超すと試算した点にも「全開門したくない意図を感じる」と厳しい声が上がった。

7月10日までに国に提出する意見書では、中間報告で示した以外の方法も含めて慎重に検討し、最終的に全開門に至るよう要望する。漁業被害が出た場合、補償を求めることも盛り込む予定。川崎会長は「有明海再生に向けて前進するには、これまでわれわれが訴えてきた全開門での調査が欠かせない」と話した。

## 諫早湾アセス／開門する意思が見えない

【神戸新聞・6月16日・社説】

国営諫早湾干拓事業で、農林水産省は長期開門調査した場合の環境影響評価(アセスメント)の中間報告を発表した。(略)反対派、賛成派とも内容に反発し、協議の見通しが立たない。こうした事態を招いた農水省の責任は重い。開門調査は、昨年12月に確定した福岡高裁判決により実施が決まった。漁業被害の原因とした堤防閉め切りの影響を調べるため、5年間の常時開放を高裁は命じている。農水省は、干拓農地への影響を懸念する長崎県などの理解を得るために、必要な防災工事などを実施しなければならぬ立場にある。(中間報告で示した)巨額の見積もりが批判を浴びている。例えば、防災対策として排水ポンプ設置などに536億円が必要とした。これに対し、佐賀県は農地が大雨や高潮のたびに水に漬かっている現状を指摘し、開門調査の経費に入れるのはおかしいと訴えている。(略)農水省はこうした指摘に耳を傾け、必要な対策費用をきちんと算出していく責任がある。(略)中間報告で双方の不満を大きくしたの

は、どの方式でも開門が有明海の大幅な環境改善にはつながらないとした点だ。多額の費用をかけても成果が挙がらないような印象を調査前から与える。そんな内容が不信任感を招くのは当然だ。「国は本気で開門する気がない」と漁業者側が怒るのも無理はない。一方、長崎県は環境改善効果がないとする中間報告を受け、開門の必要性に疑問を投げ掛けた。裁判で退けられた主張を農水省が繰り返すような姿勢では、両者の溝は深まるばかりだ。環境変化の原因を突き止めるために開門調査を実施するのが農水省の務めである。地元関係者の理解が得られるよう真摯に努力を重ねていく必要がある。

## 諫干アセス中間報告：ん？

【川崎稔参院議員ブログ・6月10日】

諫早湾干拓事業の開門調査に關し、アセス(環境影響評価)の中間報告が発表されました。私が事務局長をしている「有明海の再生を考える議員の会」でも役員会を開催し、農水省からその概要について説明を受けました。正直言って、違和感のある内容です。昨年春に行われた諫早湾干拓事業検討委員会では、全面開門、段階的開門、制限開門という3つの開門方法をアセスで検討中、との説明を受けました。各委員の受け止め方は、「常識的には段階的開門ではないか」との意見が大勢

でしたし、私もそう確信していました。ところが、今回の中間報告では、わざわざ制限開門だけ2つに分けて示しています。なぜ、制限開門の選択肢を追加してきたのでしょうか。また、開門方法ごとの工事費をみても、段階的開門と全面開門とは同額(1077億円)というのも、ずいぶん乱暴です。工事の内容も、これまで農水省が言ってきたことと少し違うなあ、という印象を受けました。私から農水省には、「詳細をまだ承知しているわけではないが、差し当たり気になったこと」として、2点を指摘しました。1つ目は、制限開門だけ新たな選択肢を追加するなど、開門方法の示し方が恣意的ではないか、ということ。農水省は「そんなことは絶対にありません」と否定していましたが、自然に読めば「制限開門がベター」と誘導しているようにも思えます。2つ目は、ここで示された制限開門は、そもそも福岡高裁の判決の趣旨にそった対応と言えるのか、ということ。この点について、農水省は、「いろいろなか意見が出てくるものと思っています」と議論になることを想定している様子でした。いずれにしても、これから関係各県の意見聴取やパブリックコメントの実施が行われます。関係者が納得できる開門方法、そしてできるだけ早い開門調査の実施。この2つの実現に向けて、頑張るのみです。